

地域密着型小規模特別養護老人ホームあかつき運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長茂会が開設するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設あかつき（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の従業者等が、要介護状態にある入居者（以下「入居者」という。）に対し、適切なサービスを提供し、入居者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、小数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という。）ごとに「施設サービス計画」に基づき、入居者の居宅への生活復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮する。

2 各ユニットにおいては、入居者が相互に社会的関係を築きながら、自立した日常生活を営むことができるよう目指す。

3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視しながら、関係する市町村や介護保険サービス事業者等と密接な連携を図る。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 地域密着型小規模特別養護老人ホームあかつき
- (2) 所在地 三重県尾鷲市大字南浦字古里ノ上4688番地1

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等 に示された所定の職員を満たしたうえで、次により配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- (1) 施設長 1名 常勤専従（本体施設との兼務）

施設職員の管理、業務の実施状況の把握並びに職員に必要な指揮命令を行う

- (2) 生活相談員 1名以上 常勤専従

入居者及び身元保証人からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う

- (3) 介護支援専門員 1名以上 非常勤専従

「施設サービス計画」の作成、実施状況の把握、必要に応じた計画変更を行う

- (4) 介護職員 13名以上 常勤専従

入居者の日常生活の介護、援助及び援助業務に従事する

- (5) 看護職員 1名以上 常勤専従

入居者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う

- (6) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う

- (7) 栄養士 1名以上

食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導を行う

- (8) 調理員 1名以上

入居者に提供する食事の調理業務を行う

- (9) 医師 1名 非常勤専従

入居者の診察、健康管理及び療養上の指導を行う。

第3章 利用定員

(定 員)

第5条 施設の入居定員は29名とする

第4章 ユニットの数及びユニットごとの利用定員

(客室及びユニット)

第6条 施設が提供する居室は個室とし、「重要事項説明書」に記載のとおりとする。

2 ユニットの数は、3とする。

3 1ユニットの定員は、10名（9名）以下とする。

4 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設けることとする。

(共同生活室)

第7条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、入居者が交流し、共同生活を営むのに必要な設備・構造を備えるものとする。

2 入居者が、身心の状況に応じて家事を行うことができるよう、共同生活室に簡易な調理設備を設ける。

第5章 利用者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画の作成と開示)

第8条 介護支援専門員は、サービス内容等を記載した「施設サービス計画書」の原案を作成し、入居者に面接のうえ説明し、文書でその同意を得なければならない。

2 上記のサービス提供に関する記録は、入居者の希望に応じて通常の営業時間（午前9時から午後5時）の間に、施設内で閲覧できるものとする。

(サービスの提供)

第9条 施設は、サービス提供にあたって、入居者又は身元保証人に対して「施設サービス計画」に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいよう丁寧な説明を行うこととする。

(受給資格の確認)

第10条 施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

(入退居)

第11条 施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるため常時の介護を必要とし、か

つ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく、サービスの提供を拒否しない。

3 入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難な場合は、他の病院、介護保険施設を紹介する等適切な措置を講ずるものとする。

(サービス提供の記録と連携)

第12条 施設は、「施設サービス計画」に従い実施したサービス提供の状況や本人の反応等を記録し、処遇上必要な部署と連携を図るものとする。

(入 浴)

第13条 1週間に2回以上入浴又は清拭を行う。ただし、入居者の傷病、伝染病疾患の疑いがあるなど、入浴が適当でないと医師が判断する場合には、行わないことがある。

(排 泄)

第14条 入居者の心身の状況に応じて、また、プライバシーを尊重の上、排泄の自立に必要な援助を行う。

2 おむつを使用せざるを得ない入居者については、適宜おむつ交換を行う。

(臨床・着替え・整容等)

第15条 臨床、着替え、整容等の介護を適宜行う。

(食事の提供)

第16条 食事は、栄養、入居者の身体状況、嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行う。

2 食事の時間は、次のとおりとする。

(1) 朝食 午前7時30分から

(2) 昼食 午前12時から

(3) 夕食 午後6時から

(相談・援助)

第17条 入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、各種相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(機能訓練)

第18条 入居者の心身の状況に応じて入居者との合意に基づき、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第19条 趣味、教養、娯楽設備を備え、入居者が自ら希望・選択し、自立的な生活を送れるよう支援する。

2 行政機関等に対する手続きについて、入居者が自ら行うことが困難な場合は、入居者の同意を得て代行する。

3 入居者の希望により、要介護認定の更新や、再認定の業務を代行する。

(介 護)

第20条 入居者の状態に合わせ、離床、洗面、移乗、外出、更衣、就寝等の介護を施設サービス計画に沿って提供する。

(健康保持)

第 21 条 医師及び看護職員は、常に入居者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じて、その記録を保存する。

(金銭等管理代行)

第 22 条 預り金は、原則として入居者又は身元保証人管理であるが、本人の希望により施設が管理代行を行う。この場合、入居者と施設の間で、契約を交わさなければならない。

(入院期間中の対応)

第 23 条 入居者に入院の必要が生じ、医師の診断により明らかに 3 か月以内に退院できる見込みがある場合は、退院後再び円滑に入居できるよう配慮するものとする。

2 入院後 3 か月経過しても、医師の診断により、退院できないことが明らかになった場合は、入居者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供する等入居者又は身元保証人と協議するものとする。

(入院期間中のベッドの活用)

第 24 条 入居者の入院期間中における空きベッドについては、介護保険法による空床利用として活用できるものとする。

(緊急時の対応)

第 25 条 身体状況の急激な変化等緊急に職員の対応が必要になったときは、いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員は、ナースコール等で入居者から緊急の要請があったときは、速やかな対応を行わなければならない。

3 入居者が、あらかじめ緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へ速やかに連絡しなければならない。

(身体拘束の制限)

第 26 条 職員は、施設サービスの提供にあたっては、入居者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急をやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 27 条 施設長は、入居者に対する虐待を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 苦情解決、人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

(利用料)

第 28 条 施設が提供する指定介護老人福祉施設サービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入居者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領サービス以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

- 2 前項の利用料負担による施設サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、入居者から費用の支払いを受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 居住に要する費用
 - (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、入居者に負担させることが適当と認められる便宜の提供
- 3 理美容代、入居者の選択に基づく特別な食事代、特別な居室代、その他本人負担が適当な日常生活費等については、重要事項説明書に記載の額とする。
- 4 第2項各号に規定する施設サービスの提供にあたっては、入居者又は身元保証人に対し、その内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得るものとする。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
- 5 施設長は、入居者が負担すべき施設サービスの利用料及び費用を請求するにあたっては請求書を、当該請求に基づき入居者から支払を受けた時には領収書を、それぞれ入居者に交付するものとする。また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第39号)第9条第1項に規定する「法定代理受領サービス」に該当しない施設サービスに係る利用料の支払いを受けたときには、当該サービス提供に係る証明書を交付するものとする。
- 6 第1項に規定する利用料の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によることとする。
- 7 施設長は、第2項に規定する食費及び居住費の額を変更するときは、あらかじめ入居者又は身元保証人に対し、変更後の額及びその根拠について説明を行い、同意を得なければならない。
- 8 利用料は、暦日により計算した月額利用料を毎月支払うものとし、利用開始又は終了に伴う1か月に満たない期間の利用の場合は、利用日数に基づいて算定した額とする。
- 9 入居者は、現金又は銀行口座振込により、指定期日までに利用料金を支払うものとする。

第6章 施設利用に当たっての留意事項

(自己選択の生活と共同生活の尊重)

第29条 入居者は自らの希望と選択に基づき生活することを原則とするが、共同生活であることを十分理解し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めなければならない。

(外出及び外泊)

第30条 入居者は、外出又は外泊しようとするときは、その前日までに、その都度外出・外泊先、用件、施設への帰着する予定日時等を施設長に届け出なければならない。

(面 会)

第 31 条 入居者に面会しようとする者は、面会簿に所定事項を記載し施設の確認を得て面会しなければならない。

(健康の保持)

第 32 条 入居者は、努めて健康に留意しなければならない。また、施設で行う健康診断は特別の理由がない限り、これを受診し予防接種も受けるものとする。

(衛生管理)

第 33 条 サービス提供に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分留意するものとする。

2 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(施設内の禁止事項)

第 34 条 入居者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること
- (2) 自己の利益のため、他人の権利・自由を侵害し、誹謗、中傷、攻撃をすること
- (3) 指定した場所以外での火気を用いること
- (4) 所定の場所以外で喫煙すること
- (5) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること
- (6) 故意又は無断で、施設や備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと

(個人情報の保護等)

第 35 条 施設及び職員は、業務上知り得た入居者又は身元保証人の個人情報並びに秘密を保持する。

- 2 施設は、職員が退職した後も正当な理由なく、業務上知り得た入居者又は身元保証人の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ入居者の同意を得ることとする。
- 4 施設は、個人情報保護法に則り個人情報を使用する場合には、入居者及び身元保証人の個人情報の利用目的を公表することとする。

(損害賠償)

第 36 条 入居者が故意または過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることが出来る。

第 7 章 緊急時及び非常時の対応

(緊急時の対応)

第 37 条 職員は、入居者に病状の急変が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた医療機関及び関係者に連絡する等必要な措置をとらなければならない。

(事故発生時の対応)

第 38 条 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに市町村及び入居者の身元保証人に連絡しなければならない。

- 2 事故発生に関して、事故の状況及び事故に際して採った処置等を記録しなければならない。
- 3 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに

損害賠償を行う。

- 4 事故発生を予防するため、事故対応マニュアルを策定するとともに、定期的に研修を行う。

(非常災害対策)

第 39 条 非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び職員に対し周知徹底を図る。また、年 2 回以上の避難訓練及び消火訓練、その他必要な訓練を実施する。

第 8 章 その他施設の運営に関する重要事項

(地域との連携)

第 40 条 施設の運営にあたっては、自治会や地域住民との連携・協力を図る等地域との交流に努める。

- 2 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするため、運営推進会議を設置する。
- 3 事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定める。

(勤務体制)

第 41 条 施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を確保する。

- 2 入居者に対するサービスの提供は、職員によって行う。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 施設は、職員の資質向上のための研修の機会を確保する。

(記録の整備)

第 42 条 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備を行う。

- 2 入居者に対するサービスの提供に関する諸記録は、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(苦情処理)

第 43 条 入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任する等必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村から文書の提出・提示を求め、又は市町村職員の質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する入居者からの苦情に関して、三重県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、その指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(掲 示)

第 44 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(協力医療機関等)

第 45 条 入院・治療を必要とする入居者のため、あらかじめ協力医療機関を定める。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 46 条 施設及び職員は、居宅介護支援事業者又はその職員に対して、要介護被保険者

に施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設及び職員は、居宅介護支援事業者又はその職員から、施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

第9章 雑 則

(委 任)

第47条 この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定める。

(改 正)

第48条 この規程の改正・廃止は、社会福祉法人長茂会理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成19年9月7日から施行する。

改 正

平成25年	4月	1日	一部改正
平成25年	8月	19日	一部改正
平成26年	5月	28日	一部改正
平成26年	12月	2日	一部改正
平成26年	12月	24日	一部改正
平成27年	8月	1日	一部改正
平成28年	2月	1日	一部改正
平成28年	4月	1日	一部改正
平成30年	10月	1日	一部改正
平成30年	12月	1日	一部改正
令和 3年	4月	1日	一部改正
令和 4年	4月	1日	一部改正
令和 5年	5月	1日	一部改正
令和 6年	5月	1日	一部改正
令和 7年	4月	1日	一部改正